32　一般社団法人宮城県農業会議

1　基本情報

所 在 地	仙台市青葉区堤通雨宮町4番17号		
代 表 者	会長　中村　　功	設　　立	昭和29年9月1日
電　　話	022-275-9164	ファックス	022-276-3899
団体分類	自立支援団体	県主務課	農政部　農業振興課
県出資額・割合	0　千円 （　　－　　）	ホームページ	https://www.miyanoukai.jp/
設立目的（定款等）	農業委員会の事務の効率的かつ効果的な実施及び農業生産力の増進並びに農業経営の合理化を図り、農業の健全な発展に寄与する。		

出資等の状況	
第1位	千円（　　）
第2位	千円（　　）
第3位	千円（　　）
第4位	千円（　　）
第5位	千円（　　）
その他	千円（　　）
出資等総額	0　千円

2　主な事業内容

	事業名	事業費（単位：千円） 令和3年度	令和4年度	令和5年度	事業内容
事業1	機構集積支援事業	8,086 （ 9.7% ）	7,244 （ 8.8% ）	10,094 （ 12.1% ）	農業委員会の農地利用調整活動、農業委員等の資質向上に向けた支援業務
事業2	農業者年金業務事業	8,276 （ 9.9% ）	8,194 （ 9.9% ）	8,113 （ 9.7% ）	農業委員会の農業者年金指導業務と相談業務、普及啓発支援業務
事業3	農の雇用事業 （R4雇用就農者実践研修事業）	5,419 （ 6.5% ）	2,366 （ 2.9% ）	911 （ 1.1% ）	農業法人等が新規就農者等の雇用創出に向けて行う実践研修に対する支援業務
その他の事業	情報提供推進事業　他	61,752 （ 73.9% ）	64,740 （ 78.4% ）	64,471 （ 77.1% ）	農業委員会における情報提供活動、新規就農者の相談、農業経営者の経営能力の向上支援業務
全体事業費		83,533	82,544	83,589	指定管理者

3　公社等の公益的使命と県が期待する役割

現在の団体としての公益的使命・役割・目標	県が期待する団体の役割（県施策との関連等）
県ネットワーク機構として、農業委員会等に関する法律が定める農業委員会ネットワーク機構業務を適正かつ確実に実施するとともに、関係団体の支援を通じ農業生産力の増進及び農業経営の合理化を図る。	各市町村農業委員会に対し必要な助言・支援・協力を行い、活動の適正化・透明化・ 円滑化等に資すること。 特に、農業委員会法の改正により重点化された「農地等の利用の最適化の推進」に向けた支援が期待される。

4　評価

項目		団体による自己評価	県（主務課）の所見	参考指標
イ	上記3への対応	「農地等の利用の最適化の推進」や、令和7年3月までの策定が義務づけられている「地域計画」の基となる目標地図素案の策定など、農業委員会活動の重要性が増し、農業委員会活動の真価が問われる節目を迎えている。本会においても支援の更なる強化が求められおり、職場内での議論・検討を重ね、効率的で丁寧な対応を進める。	限られた財源の中で、広範囲にわたる年間事業計画を確実に実施している。 予算を有効に活用しながら、各市町村農業委員会に対しきめ細かく支援するなど、適切に取り組んでいる。	
ロ	組織運営の健全性 ※1	令和3年に整備したコンプライアンス規程を基に、職員に周知の上、コンプライアンスの確保に努めるとともに、令和5年4月には就業規則に基づく育児・介護休業等に関する規程の変更、令和6年3月にはハラスメントの防止に関する規程を制定するなど、働きやすい職場環境の整備に努めている。また、会計監査については、全国組織と連携し、税理士等の関与の必要性を引き続き検討する。	関連規程の整備を進めるとともに、職員の意識醸成に向けた取組を行うなど、働きやすい環境整備に努めており、評価できる。	A
ハ	財務の健全性 ※1	事業収益団体ではないので、正味財産比率を大きく高めることは困難である。事業収入に合わせた業務の執行により財務の健全化を保つ。	限られた財源の中で、経常収支が赤字とならないよう努力されており、評価できる。 正味財産比率を高めることは困難であるが、予算を有効に活用しながら、業務規程に定める活動事項に取り組んでいる。	A
総合評価・今後の方向性と課題		農業委員会活動の更なる強化が求められる中、本会の責務と業務は増大しているものの、予算とマンパワーは限られており、業務内容や業務推進方法を見直し、必要性と効率性を見極めた業務の重点化により業務を執行するなど、今後も、期待に沿った活動に留意する。	限られた財源の中でも、適切な事業執行に努めている。 農業委員会の活動の重要性が増していることに伴い、その資質向上・支援等の必要性も高まっている中、当団体に期待される役割は大きく、今後より一層効果的かつ効率的な組織運営となるよう指導していく。	総合評価 A

※1　上記ロ及びハにおける「団体による自己評価」・「県（主務課）の所見」及び「参考指標」は、それぞれの項目に係る経営評価指標に基づき記載しているもの。

5 経営状況 （単位：千円）

区分			令和3年度	令和4年度	令和5年度	増減(R5－R4)
貸借対照表	資産合計		66,862	50,710	53,114	2,404
		流動資産	65,991	49,987	52,538	2,551
		固定資産	871	723	576	△ 147
		うち基本財産	0	0	0	0
	負債合計		60,709	41,948	43,963	2,015
		流動負債	25,427	4,165	4,901	736
		固定負債	35,282	37,783	39,062	1,279
		うち長期借入金	0	0	0	0
	正味財産合計		6,153	8,762	9,151	389
		指定正味財産	0	0	0	0
		一般正味財産	6,153	8,762	9,151	389
正味財産増減計算書	経常収益		102,489	100,782	101,897	1,115
		うち事業収益	0	0	0	0
	経常費用		99,994	98,173	101,508	3,335
		うち管理費	16,460	15,629	17,920	2,291
	評価損益等調整前当期経常増減額		2,495	2,609	389	△ 2,220
	当期経常増減額		2,495	2,609	389	△ 2,220
	経常外収益		0	0	0	0
	経常外費用		0	0	0	0
	当期経常外増減額		0	0	0	0
	当期一般正味財産増減額		2,495	2,609	389	△ 2,220
	当期指定正味財産増減額		0	0	0	0
	当期正味財産増減額		2,495	2,609	389	△ 2,220
県の財政的関与	補助金		10,786	9,230	12,901	3,671
	委託金 ※2		0	0	0	0
	負担金		54,199	54,096	54,085	△ 11
	補助金等合計		64,985	63,326	66,986	3,660
	総収入 ※3		102,489	100,782	101,897	1,115
	総収入に対する補助金等割合		63.4%	62.8%	65.7%	
	単年度貸付額		0	0	0	0
	年度末貸付金残高		0	0	0	0
	損失補償（債務保証）残高		0	0	0	0

※2 委託金：随意契約によるものが対象。指定管理者制度に係る管理委託料は、非公募により選定された場合が対象。
（なお、非公募で指定管理者となった団体で利用料金収入がある場合は、利用料金収入を含めた額を計上している。）
※3 総収入＝経常収益＋経常外収益＋当期指定正味財産増加額【正味財産増減計算書】

6 主な経営指標

評価項目	算式等	令和3年度	令和4年度	令和5年度	増減(R5-R4)
正味財産比率	正味財産合計÷資産合計（総資産）×100	9.2%	17.3%	17.2%	-0.1%
流動比率	流動資産÷流動負債×100	259.5%	1200.2%	1072.0%	-128.2%
借入金依存度	（長期借入金＋短期借入金）÷資産合計（総資産）×100	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
経常利益率	当期経常増減額÷経常収益×100	2.4%	2.6%	0.4%	-2.2%
管理費比率	管理費÷経常収益×100	16.1%	15.5%	17.6%	2.1%

7 組織・役職員の状況

（人）

役職員の人数		令和4年度（実績）	令和5年度（実績）	令和6年度（6月末現在）	令和5年度における常勤役職員の状況	
役員	常勤 （うち県退職者）	1 （ 1 ）	1 （ 1 ）	1 （ 1 ）	常勤役員	
	非常勤（うち県退職者）	16 （ 0 ）	15 （ 0 ）	16 （ 0 ）	平均年齢(歳)	1名のため非公開
職員	常勤職員 （※4）	11	11	12	平均年収（千円）	出資割合25%未満のため非公開
	プロパー職員	9	9	10		
	県退職者	2	2	2	常勤職員（プロパー）	
	県派遣職員	0	0	0	平均年齢(歳)	42.2
	その他の派遣職員	0	0	0	平均年収（千円）	出資割合25%未満のため非公開
	上記以外の職員（※5）	2	1	1		

障害者雇用の状況 （※6）	法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	－	雇用障害者数	－	実雇用率	－ %	不足数	－

※4 常勤職員：プロパー職員、県派遣・県退職者、その他の派遣職員（県以外の自治体、民間企業等）を指すもの。
※5 上記以外の職員：任期付職員、契約社員、嘱託、非常勤職員、臨時職員及びパート・アルバイト等、常勤職員に該当しない職員の合計を指すもの。
※6 6月1日現在で、公共職業安定所に提出する『障害者雇用状況報告書』の数値を掲載しているもの。（法定雇用率が課せられている団体のみ記載）
【除外率が適用となる団体は、除外率適用後の常用労働者数に基づき記載】

別記様式第３号　経営評価シート

３２　一般社団法人宮城県農業会議

１　組織運営の健全性に関する指標

No.	項目	評価内容		評価	
1	経営方針	経営方針を明確にし、職員に周知しているか。 〔指標〕 ✓経営方針の職員等への周知の有無	①周知している。	①	1
			②周知していない。	0	
2	組織体制	経営幹部へ民間等経験者を含む多様な人材を登用しているか。 〔指標〕 ✓役員に民間企業等出身者を登用・配置の有無	①登用している。	①	1
			②登用していない。	0	
		人材育成の取組を行っているか。 〔指標〕 ✓人材育成や内部登用、独自の人材確保の取組の有無	①行っている。	①	1
			②行っていない。	0	
		ＤＸ推進に向けた体制を整備しているか。 〔指標〕 ✓ＤＸについて検討・推進を行う部署の設置又は担当者の配置の有無	①設置又は配置している。	1	0
			②設置又は配置していない。	⓪	
3	内部統制	必要な業務規程を整備しているか。 〔指標〕 ✓右欄に掲げる業務規程等の整備状況	①８項目以上整備	①	1
			②８項目未満整備	0	
			就業規則	■	
			役員報酬規程	■	
			職務分掌規程	■	
			会計規程	■	
			契約規程	■	
			決裁規程	■	
			給与規程	■	
			退職手当規程	■	
			施設等管理規程	□	
			業務継続計画（ＢＣＰ）	□	
		実効的な外部監査を受けているか。 〔指標〕 ✓公認会計士・税理士の関与の有無	①公認会計士・税理士による監事（監査役）監査の実施又は監査法人による監査の実施。	2	0
			②公認会計士・税理士による定期的な指導を受けている。	1	
			③公認会計士・税理士による関与はない。	⓪	
		組織内の業務監査体制を整備しているか。 〔指標〕 ✓組織内の業務監査体制の整備の有無	①整備している。	①	1
			②整備していない。	0	

No.	項目	評価内容		評価	
3	内部統制	適切に情報公開を行っているか。 〔指標〕 ✓右欄に掲げる資料の団体ホームページにおける公開状況	①下記のうち、６項目以上（会社法法人・その他の法人は４項目以上）を公開している。	②	2
			②下記のうち、６項目未満（会社法法人・その他の法人は４項目未満）を公開している。	1	
			③ホームページで公開していない。	0	
			定款(寄附行為)	■	
			役員等名簿	■	
			事業計画書	■	
			収支予算書	■	
			事業（営業）報告書	■	
			収支計算書	■	
			貸借対照表	■	
			損益計算書（正味財産増減計算書）	■	
			財産目録	□	
			キャッシュフロー計算書（作成している場合）	□	
			役員の報酬・退職金に関する規定	■	
		コンプライアンスに関する取組を行っているか。 〔指標〕 ✓右欄に掲げる取組の実施状況	①３項目以上実施している。	②	2
			②１～２項目実施している。	1	
			③実施していない。	0	
			○コンプライアンスに関する規程を整備している。	■	
			○マニュアル等を作成し、職員に配布する等周知を図っている。	■	
			○職員に対する啓発等研修の場を設定している。	■	
			○公益通報者保護法に基づく公益通報制度を設けている。	□	
			○その他、コンプライアンス経営を充実するための取組を実施している。	□	
合計（12点満点）					9

団体による自己評価 （概況、上記指標以外の取組実績、今後の課題・対策等）	県（主務課）の所見	参考指標
令和3年に整備したコンプライアンス規程を基に、職員に周知の上、コンプライアンスの確保に努めるとともに、令和5年4月には就業規則に基づく育児・介護休業等に関する規程の変更、令和6年3月にはハラスメントの防止に関する規程を制定するなど、働きやすい職場環境の整備に努めている。また、会計監査については、全国組織と連携し、税理士等の関与の必要性を引き続き検討する。	関連規程の整備を進めるとともに、職員の意識醸成に向けた取組を行うなど、働きやすい環境整備に努めており、評価できる。	A

＜参考指標＞
合計点が
9～12点の場合：Ａ（概ね良好）
6～ 8点の場合：Ｂ（改善の余地あり）
3～ 5点の場合：Ｃ（改善措置が必要）
0～ 2点の場合：Ｄ（大いに改善措置が必要）

２　財務の健全性に関する指標

No.	項目	評価内容		評価	
1	採算性	経常的な活動は赤字傾向にないか。 〔指標〕 ✓正味財産増減計算書：経常増減額 ✓損益計算書：経常損益 ✓収支計算書：事業収入-(事業費＋管理費)	①３期連続黒字（増加）	③	3
			②当期黒字（増加） 又は 当期赤字（減少）かつ2期黒字（増加）	2	
			③当期赤字（減少）かつ１期黒字（増加）	1	
			④３期連続赤字（減少）	0	
		事業活動全体は赤字傾向にないか。 〔指標〕 ✓正味財産増減計算書：正味財産増減額 ✓損益計算書：純利益（損失） ✓収支計算書：収支差額	①３期連続黒字（増加）	③	3
			②当期黒字（増加） 又は 当期赤字（減少）かつ2期黒字（増加）	2	
			③当期赤字（減少）かつ１期黒字（増加）	1	
			④３期連続赤字（減少）	0	
		累積欠損金はないか。 〔指標〕 ✓公益法人会計：正味財産合計-出資等合計 ✓企業会計　　：利益剰余金	①当期≧０（累積欠損金なし）	②	2
			②当期＜０（累積欠損金あり）	0	
2	安全性	財務は安定しているか。 〔指標〕正味財産(自己資本)比率の状況 ✓正味財産合計（純資産）÷資産合計×100	①当期≧３０％	2	0
			②当期＜３０％	⓪	
		借入金に依存していないか。 〔指標〕借入金依存度の状況 ✓（短期借入金＋長期借入金）÷資産合計×100	①当期≦正味財産（自己資本）比率、借入金なし	①	1
			②当期＞正味財産（自己資本）比率	0	
		十分な支払能力を維持しているか。 〔指標〕流動比率の状況 ✓流動資産÷流動負債×100	①当期≧１００％	①	1
			②当期＜１００％	0	
合計（12点満点）					10

団体による自己評価 （概況、今後の課題・対策等）	県（主務課）の所見	参考指標
事業収益団体ではないので、正味財産比率を大きく高めることは困難である。事業収入に合わせた業務の執行により財務の健全化を保つ。	限られた財源の中で、経常収支が赤字とならないよう努力されており、評価できる。 正味財産比率を高めることは困難であるが、予算を有効に活用しながら、業務規程に定める活動事項に取り組んでいる。	A

＜参考指標＞
合計点が
10～12点の場合：Ａ（概ね良好）
6～ 9点の場合：Ｂ（改善の余地あり）
3～ 5点の場合：Ｃ（改善措置が必要）
0～ 2点の場合：Ｄ（大いに改善措置が必要）